

# 消防の動き



2018  
9  
No.569

● 消防本部におけるハラスメント等への対応について



消 防 庁  
Fire and Disaster Management Agency



# 消防本部におけるハラスメント等への対応について..... 5

平成30年9月号 No.569

**巻頭言** 就任にあたって（消防庁国民保護・防災部長 大村 慎一）

**巻頭言** 就任にあたって（消防庁審議官 小宮 大一郎）

## Report

平成29年（1～12月）における火災の状況（確定値）.....	8
平成29年1月～12月の製品火災に関する調査結果.....	10

## Topics

平成30年度「こども霞が関見学デー」の開催.....	12
『第18回レスキューロボットコンテスト』における消防庁長官賞の授与について.....	14
平成30年度少年消防クラブ交流会（全国大会）の開催.....	15
「屋外警報装置等の技術基準検討会」の開催.....	17
「危険物施設の長期使用に係る調査検討会」（平成30年度第1回）の開催について.....	18
野田総務大臣の被災地（岐阜県関市）視察.....	19
「平成30年度石油コンビナート等防災体制検討会」の開催について.....	20

## 先進事例紹介

「世界と繋がる安心と安全」～私の代わりに119番通報を～ 外国人観光客向け救急コールカードを作成（三重県 志摩広域消防組合）.....	21
--	----

## 消防通信～望楼

双葉地方広域市町村圏組合消防本部（福島県）／泉州南消防組合泉州南広域消防本部（大阪府） 西宮市消防局（兵庫県）／串本町消防本部（和歌山県）.....	23
---	----

## 消防大学校だより

消防大学校「査察業務マネジメントコース（第2回）.....	24
教育訓練の実施状況（平成30年4月～7月実施分）.....	25

## 報道発表

最近の報道発表（平成30年7月24日～平成30年8月23日）.....	26
-------------------------------------	----

## 通知等

最近の通知（平成30年7月24日～平成30年8月23日）.....	27
広報テーマ（9月・10月）.....	27

## お知らせ

9月9日は救急の日.....	28
敬老の日に「火の用心」の贈り物「住宅防火・防災キャンペーン」 （9月1日～9月21日）.....	30
火山災害に対する備え.....	31



■表紙  
本号掲載記事より

# 就任にあたって



消防庁国民保護・防災部長 大村 慎一

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から7年の歳月が過ぎました。改めてお亡くなりになった方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。平成23年3月11日の発災時、私は郷里の静岡県に勤務していました。同県は全国知事会の調整で岩手県支援の担当となり、内陸部の遠野市に拠点を置かせていただき、沿岸部の大槌町、山田町を重点に県と市町が一体となって支援を行いました。長年、東海地震を指摘されてきた同県は、被災地の実情を自らの被害と受け止めて活動していました。先遣隊の派遣以降、10日間交代で支援部隊を送り出し、自分が現地に入ることができたのはだいぶ後でしたが、大槌町の仮庁舎付近の高台から見た町の姿は、今も目に焼き付いて離れません。

東日本大震災では、多くの消防職員、消防団員が殉職され、大槌町、山田町でも住民の避難誘導等に当たっていた消防職団員が津波に巻き込まれたことを伺いました。自らの安全確保が大前提の救助活動ですが、消防職団員は地域を守ろうという士気が高く、災害現場で逃げられない人、逃げない人がいれば、職責を果たそうと奮闘されるでしょう。今夏の平成30年7月豪雨においても、避難の遅れた方々は多数おられ、消防関係者も亡くなられています。避難のあり方についてはこれまでも改善を図ってきていますが、いかに避難行動に結び付けるかなど課題が残りました。

我が国は地震も風水害も多く、自然災害の発生自体を回避することはできません。しかし、発災した時の人的被害を少なくすることは可能です。ハード整備は一定の効果がありますが、整備に想定がある以上、想定を超える災害には人知をもって備えなければなりません。そのための鍵を握るのは迅速・的確な避難であり、住民一人一人の日頃からの防災意識なのだと思います。自助・共助・公助と言いますが、災害時に順番があるのではなく、同時に連携してこそ、全体の減災対応が効果的に機能するはずです。

例えば、災害時の避難については、公助として、常備消防・消防団（共助でもある）の活動等がありますが、まず行政が避難勧告等を早めに的確に出すこと、そして防災行政無線等により住民一人一人に伝達しなくてはなりません。より確実な伝達のためには、防災行政無線の屋外スピーカーだけではなく戸別受信機の整備を進めるとともに、緊急速報メール、コミュニティ放送、ケーブルテレビ等多様な情報伝達手段をさらに普及する必要があります。共助としては、消防団とともに自主防災組織等があり、その活動をさらに活性化する必要があります。そして自助としては、住民自らが、日頃から防災意識を高め、気象情報等に注意するとともに、災害時の避難勧告等に対して速やかに応じて行動すること、高齢者等の要支援者に対する避難の準備を日ごろから地域と連携して整えておくことなどが必要になります。まず自助の意識があつてこそ、消防職団員等による公助・共助もより有効かつ安全に機能するのだと思います。

いつ起こるかわからない災害に対して、地域の総合力をあげて防災、減災が進むよう、安心・安全のため日々精励されている消防関係者の皆様とともに、全力で取り組んでまいりたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

# 就任にあたって



消防庁審議官 小宮 大一郎

7月20日付けで消防庁審議官に就任いたしました。消防・救急課長、総務課長から引き続き3年目となります。よろしく願いいたします。

消防・救急課長の時には、糸魚川の火災が発生しました。小雪の降る中に歩いた現地は、テレビで見ると中東での爆撃後の市街地のような様子でした。地震や風水害による被災地と違う焦げた臭いがしました。地震以外の原因では、酒田の大火以来の市街地における大規模火災であり、火災の専門家の方が「大規模な都市型火災は、都市の不燃化と消防力の向上により首都直下地震のようなケースを除いてはもう起きない、と過信していた」とおっしゃいました。まれに見る強風と密集した古い木造家屋、そして不足する水利の中で懸命に消火活動にあたられた糸魚川市消防本部の方々の火災後の表情は、未だに脳裏に深く焼き付いています。

パワハラ・セクハラ事案が相次ぎました。ある有識者の方が「消防の現場では厳しい指導は必要だ。」とおっしゃられました。消防の若手職員にも「命を預かる現場なのだからある程度の厳しさは当然だ」と言う人がいました。しかし「撲滅」に向けて取り組むこととしました。

平成29年中の総出火件数は39,373件で、火災による死者は1,456人です。1日あたり4名の方が命を落とされています。台風や地震の発生を阻止することは今の科学技術ではできませんから、台風が来襲した際に人的被害が発生しないようにダムや河川を整備し、早めに避難することができるように情報提供のシステムを整備します。地震発生後に死者が発生しないように建築物の耐震化を進め、地域での互助による救助の体制を構築します。

しかし、火災は、出火そのものを抑制することができます。出火の主な原因は「放火」「たばこ」「こんろ」「たき火」です。建築物については、①建築時の厳格な審査・検査（消防同意）②適切な状態が維持されていることの確認（立入検査）③違反状態がある場合の早期の是正（違反処理）を行います。住宅火災については、住宅用火災警報器の設置や防災製品の普及などを推進することで、仮に出火してもぼやで済み大きな火災に至らないこととすることが可能です。毎日のように報道される小さな民家における1名の死者に鈍感になりたくはありません。消防行政の柱は予防であり、出火そのものをゼロにすることは可能なのだと強く意識したいと思っています。

平成28年の救急出動件数は約621万件。10年前から約100万件増えています。救急車の現場到着までの時間8.5分も、病院収容までの時間39.3分も、延伸傾向にあります。救急は命に直結する仕事であり、#7119の普及促進などによりこの傾向を少しでも変えることができるよう、取り組んでまいりたいと思います。

思いの一端を述べさせて頂きましたが、消防・防災は地方公共団体の仕事の中で最も基本かつ重要な仕事です。この仕事に誇りを持ち全国の関係の皆様とともに取り組んでまいりたいと思いますので、ご指導頂きますよう、お願いいたします。



## 消防本部におけるハラスメント等への対応について

### 消防庁消防・救急課

#### 1 はじめに

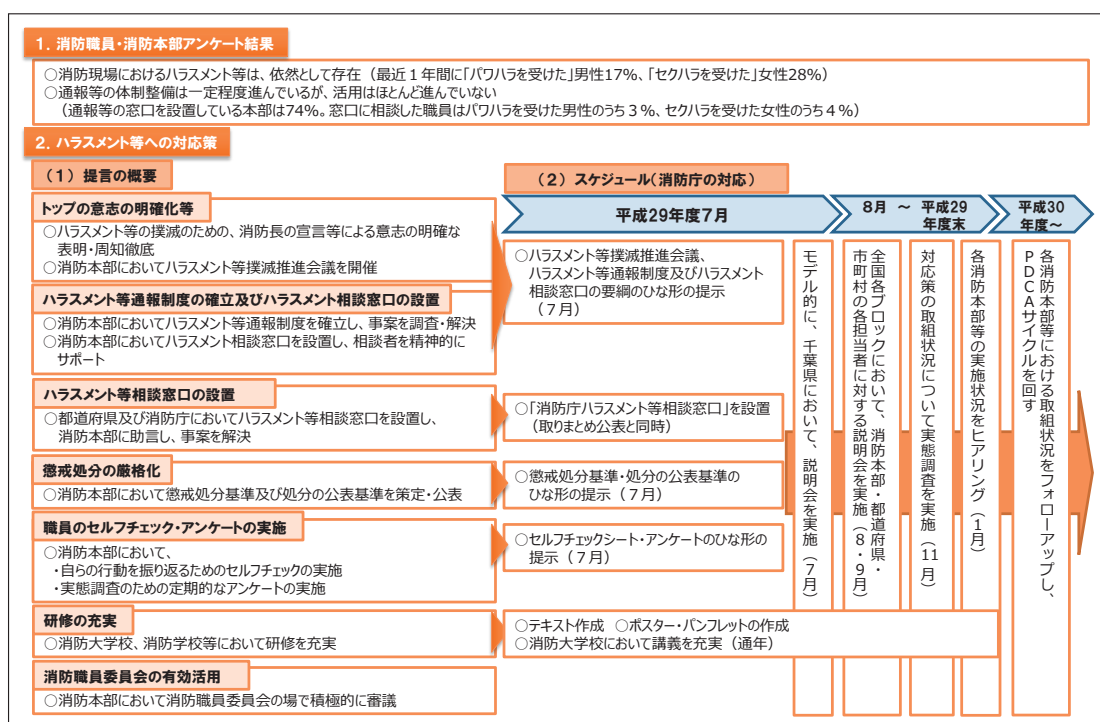
同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させるパワーハラスメントは、決してあってはならない行為です。また、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについては、断じて許されない行為であるばかりでなく、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）により、防止措置を講じることが義務付けられています。

消防庁では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント及び消防に関連する不祥事（以下「ハラスメント等」という。）について、平成29年に「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関

するワーキンググループ」を開催し、対応策（図1）を取りまとめ、その内容について、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について（通知）」（平成29年7月4日付け消防消第171号。以下「次長通知」という。）を発出しました。

さらに、次長通知で示した対応策の取組状況について実態調査（平成29年11月1日現在）を行い、「消防本部におけるハラスメント等の対応策取組実態調査の取りまとめ結果について（情報提供）」（平成30年3月30日付け事務連絡）及び「消防本部におけるハラスメント等への対応策の更なる推進について（通知）」（平成30年3月30日付け消防消第80号。以下「3月30日付け通知」という。）を発出しました。本稿では、これらについて解説します。

（図1）「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を踏まえた対応策





## 2 調査結果

### (1) 消防長の意志の明確化等

ハラスメント等を撲滅するため、消防長が宣言等により意志を明確にし、消防職員に周知徹底することであり、先進事例の紹介等（「消防本部のハラスメント等を撲滅するための、消防長の宣言等による意志の明確な表明について」（平成29年7月4日付け事務連絡））により、消防長の意志の早急な表明を求めてきたほか、「内部規定の策定」や「ハラスメント等撲滅推進会議の開催」についても、その実施を求めてきたところです。ハラスメント等撲滅推進会議については、「消防本部におけるハラスメント等を撲滅するための対応策について」（平成29年7月25日付け事務連絡。以下「7月25日付け事務連絡」という。）により、要綱のひな形を提示しています。

実態調査では、「消防長の意志の明確化」については、全ての消防本部から「実施済み」又は「平成29年度実施予定」との回答が得られ、早急に対応していただいていることが分かりました。また、「内部規定の策定」については、83.3%（610本部）の消防本部から「実施済み」又は「平成29年度実施予定」との回答が得られ、「ハラスメント等撲滅推進会議の開催」については、84.4%（618本部）の消防本部から「実施済み」又は「平成29年度実施予定」との回答が得られました。

なお、消防長の意志の明確化については、3月30日付け通知において、現消防長がハラスメント等を撲滅するという意志を明確化していることが重要であるため、消防長が代わった場合に速やかに意志の明確化を行う、毎年度の始めに消防長の意志の明確化を再度

行うなど、定期的に消防職員に周知徹底することが望ましいこと、また、消防長の意志を消防職員が十分に理解するため、消防職員に対して自らの意志を直接伝える、自らの意志を文書化して通知を发出する、通知を署内に掲示するなどにより効果的な対応を取ることが望ましいことを示しているところです。

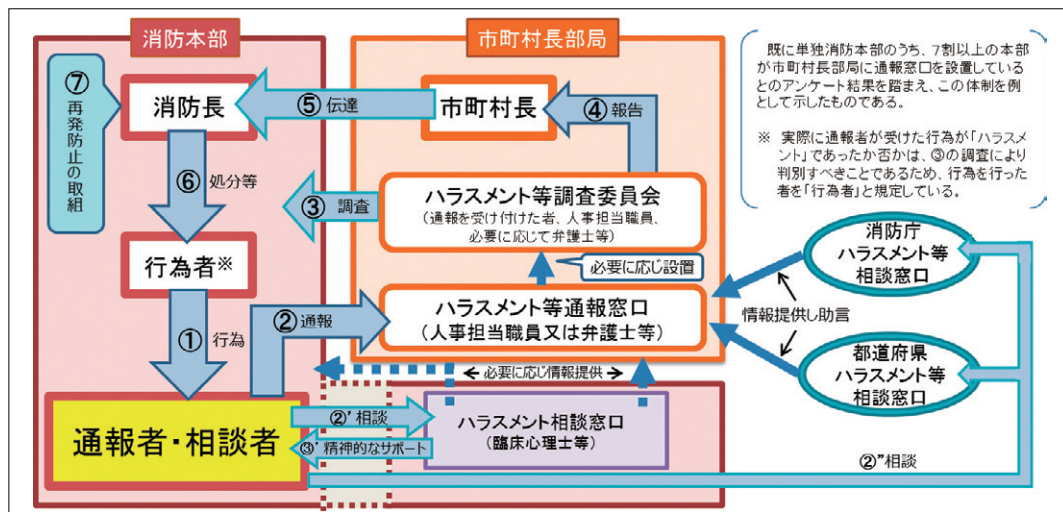
### (2) ハラスメント等通報制度の確立及びハラスメント相談窓口の設置

ハラスメント等は、上司、同僚などの周囲の者がいつもと様子が異なることに気付き声をかけるなどのサポートをすること、ハラスメントを受けたと考える消防職員から上司、同僚などの周囲の者へ相談すること等により円滑に解決されることが望ましいとされています。しかし、こうしたことでは解決できない場合に備え、7月25日付け事務連絡により要綱のひな形を提示し、ハラスメント等通報制度を確立するとともに、ハラスメントを受けたと考える消防職員を精神的にサポートするため、ハラスメント相談窓口を設置することを求めてきたところです（図2）。

実態調査では、「ハラスメント等通報制度の確立」及び「ハラスメント相談窓口の設置」について、それぞれ96.2%（704本部）、95.4%（698本部）の消防本部から「実施済み」又は「平成30年度までに実施予定」との回答が得られました。

なお、ハラスメント等通報制度及びハラスメント相談窓口については、3月30日付け通知において、男女双方の対応者を設ける、複数の窓口を設置する、通報窓口と相談窓口をそれぞれ別に設置する、定期的な周知を行うなど通報・相談しやすい環境づくりに努める必要があると示しているところです。

（図2）ハラスメント等通報制度・ハラスメント相談窓口のイメージ（単独消防本部の場合）



### (3) 懲戒処分の厳格化

ハラスメント等に関して明確に記載した懲戒処分基準を策定し公表することや、懲戒処分の公表基準を策定し公表することにより、懲戒処分の厳格化を検討することを求めてきたところです。

実態調査では、「懲戒処分基準の策定」及び「懲戒処分の公表基準の策定」について、それぞれ80.1% (586本部)、69.7% (510本部) の消防本部から「実施済み」又は「平成29年度実施予定」との回答が得られました。

なお、懲戒処分基準及び懲戒処分の公表基準のひな形を、7月25日付け事務連絡により消防庁から提示しています。併せて、未実施の消防本部においては、検討を早急に始めるとともに、当該ひな形を参考に体制を整備していただくようお願いしているところです。

### (4) 職員のセルフチェックアンケート等の実施

ハラスメント等を可能な限り未然に防止するため、自らの行動を振り返るチェックシートの導入、ハラスメント等の実態を調査するためのアンケートの定期的な実施などの職員の気づきを促す取組を行うことを求めてきたところです。

実態調査では、職員の気づきを促す取組について、93.3% (683本部) から「実施済み」又は「平成29年度実施予定」との回答が得られました。

なお、当該チェックシート及び当該アンケートのひな形を、7月25日付け事務連絡により消防庁から提示しています。併せて、未実施の消防本部においては、検討を早急に始めるとともに、当該ひな形を参考に体制を整備していただくようお願いしているところです。

### (5) 研修等の充実

事例演習又は職場ミーティングの場を活用し、ハラスメント等の撲滅の必要性、対応策及びコンプライアンスについて話し合うことで、職員の意識向上を図ることを求めてきたところです。

実態調査では、研修等の充実について、94.7% (693本部) から「実施済み」又は「平成30年度までに実施予定」との回答が得られました。

消防庁では、消防長、消防本部人事担当幹部、都道府県消防防災部局幹部等を対象としたハラスメント等に対する知識を深めるための研修会や、ハラスメント相談員を対象としたハラスメント相談研修会を全国で開催しており、当該研修で得た知見を生かし、消防本部におけるハラスメント等の撲滅に向けた対応を一層促進していただきたいと考えています。

なお、各消防本部等での研修会で活用いただけるよう、ハラスメントに関するテキストを消防庁ホームページ ([http://www.fdma.go.jp/disaster/harassment\\_taisaku/index.html](http://www.fdma.go.jp/disaster/harassment_taisaku/index.html)) で公開しており、ご活用いただきたいと考えています。

### (6) 各都道府県において実施すべき対応策

各都道府県に対しては、各消防本部が確立するハラスメント等通報制度における対応では不十分である場合に備え、相談者の同意を得た上で、関係する消防本部や市町村に対し相談内容の情報提供を聞き取るとともに、適切な対応を取るよう助言すること等により事案の解決を目指すことを趣旨とするハラスメント等相談窓口を設置することを求めてきたところです。

実態調査では、「都道府県ハラスメント等相談窓口」を設置し、その旨を都道府県内の消防本部に周知しているかどうかについて、91.5%の都道府県 (43都道府県) から「実施済み」又は「平成30年度までに実施予定」との回答が得られました。

また、次長通知において、消防学校において、ハラスメント等やコンプライアンスに関する講義を実施することや、消防長、消防学校長などの消防関係者に対する研修会についても引き続き、取り組んでいただくようお願いしているところです。

## 3 最後に

実態調査により、「消防長の意志の明確化」については、全ての消防本部で対応していただいていること、その他の対応策についても取組が進められていることが分かりました。しかしながら、次長通知で示された対応策は、いずれも速やかに実施することが必要なものであり、特に、「ハラスメント等通報制度の確立」及び「ハラスメント相談窓口の設置」については、最も基本的、かつ重要な対応策の一つです。

今年度においても、引き続き、対応策の早期実施及び実施している対応策がより効果的なものとなるように取組を進めていただきますようお願いいたします。

#### 問い合わせ先

消防庁消防・救急課  
TEL: 03-5253-7522 FAX: 03-5253-7532

## 平成29年（1～12月） における火災の状況 （確定値）

### 防災情報室

#### 1 総出火件数は、39,373件、前年より2,542件の増加

平成29年（1～12月）における総出火件数は、39,373件で、前年より2,542件増加（+6.9%）しています。これは、おおよそ1日あたり108件、13分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別で見ますと、次表のとおりです。

#### 平成29年（1～12月）における火災種別出火件数

種別	件数	構成比	前年比	増減率
建物火災	21,365	54.3%	374	1.8%
車両火災	3,863	9.8%	▲190	-4.7%
林野火災	1,284	3.3%	257	25.0%
船舶火災	72	0.2%	0	0.0%
航空機火災	6	0.0%	3	100.0%
その他火災	12,783	32.5%	2,098	19.6%
総火災件数	39,373	100%	2,542	6.9%

#### 2 総死者数は、1,456人、前年より4人の増加

火災による総死者数は、1,456人で、前年より4人増加（+0.3%）しています。

また、火災による負傷者は、6,052人で、前年より153人増加（+2.6%）しています。

#### 3 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）数は、889人、前年より4人の増加

建物火災における死者1,142人のうち住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災における死者は、985人であり、更にそこから放火自殺者等を除くと、889人で、前年より4人増加（+0.5%）しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、86.3%で、出火件数の割合53.4%と比較して非常に高いものとなっています。

#### 4 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）の約7割が高齢者

住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）889人のうち、65歳以上の高齢者は646人（72.7%）で、前年より27人増加（+4.4%）しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年と比較しますと、逃げ遅れ451人（11人の増・+2.5%）、着衣着火40人（6人の増・+17.6%）、出火後再進入15人（1人の増・+7.1%）、その他383人（14人の減・-3.5%）となっています。

#### 5 出火原因の第1位は、「たばこ」、続いて「放火」

総出火件数の39,373件を出火原因別にみると、「たばこ」3,712件（9.4%）、「放火」3,528件（9.0%）、「こんろ」3,032件（7.7%）、「たき火」2,857件（7.3%）、「放火の疑い」2,305件（5.9%）の順となっています。



## 6 住宅防火対策への取組

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき全ての市町村において義務化されました。

消防庁では、広報、普及・啓発活動として住宅防火防災推進シンポジウムを平成29年度は全国5か所で開催したほか、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動等の機会を捉え、報道機関や消防機関等と連携し、特に住宅用火災警報器の点検・交換などの維持管理の重要性について普及啓発活動を行ったほか、防災品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

また、全国の消防本部等においても、「住宅用火災警報器設置対策会議」において決定された「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を踏まえ、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して設置の徹底及び維持管理の促進のための各種取組を展開しています。

## 7 放火火災防止への取組

放火及び放火の疑いによる火災は、5,833件、総火災件数の14.8%を占めています。

消防庁では、「放火火災防止対策戦略プラン」（参照URL: [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_6.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html)）を活用し、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組を継続的に行うことで、放火火災に対する地域の対応力を向上させることなどを推進しています。

## 8 林野火災防止への取組

林野火災の件数は、1,284件で、前年より257件増加（+25.0%）し、延べ焼損面積は約1,072haで、前年より688ha増加（+179.2%）しています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成29年は「火の用心 森から聞こえるありがとう」という統一標語の下、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼び掛けました。



### 問い合わせ先

消防庁 国民保護・防災部 防災課防災情報室  
TEL: 03-5253-7526

## 平成29年1月～12月の製品火災に関する調査結果

予防課

### 1 製品火災対策の推進について

近年、製品事故に対する国民の関心は高くなっており、それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められています。このような状況を踏まえ、平成21年9月には内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されるなど、製品火災対策を含む消費者の安心・安全の確保は、政府全体の重要課題として推進されているところです。

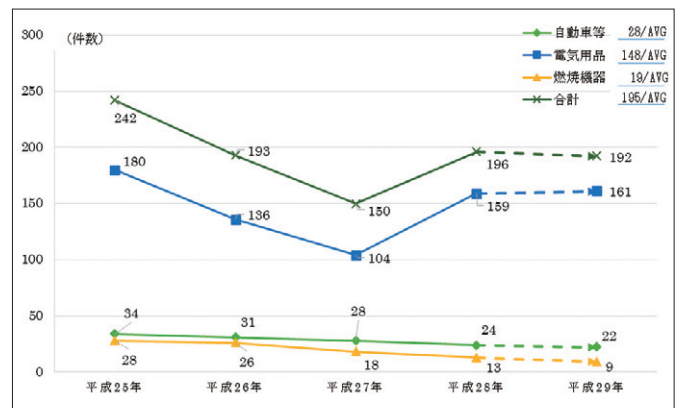
消防庁におきましても、自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる製品火災について、情報の収集を行い、四半期毎にその内容を公表するとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策の取組を推進しています。

### 2 平成29年1月～12月の製品火災に関する調査結果について

平成29年1月～12月に自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災について、発生件数や製品情報等について図1及び表1のとおり取りまとめました。

なお、製品の不具合により発生したと判断された火災は自動車等が22件、電気用品が161件、燃焼機器が9件であり、最近5年間の平均値としては、自動車等が28件、電気用品が148件、燃焼機器が19件でした。

図1 最近5年間ににおける製品火災件数の推移



※表中にあるAVGとは過去5年間の平均値(小数点以下を四捨五入)である。  
 ※これ以外に、消防機関が調査中のものが88件ある。(平成29年中)

表1：平成29年中の製品火災の調査結果

単位：(件)

	自動車等	電気用品	燃焼機器	全 体
製品の不具合により発生したと判断された火災	22	161	9	192
使用者の使用方法の不良等に起因する火災ではないが、製品の不具合により発生したか否か特定に至らなかった火災	185	201	37	423

※1 使用者の使用方法の不良及び自然災害に起因する火災は、本調査で集計する製品火災には含まれない。  
 ※2 平成29年1月～12月に発生した製品火災で、消防機関が調査中のものが88件ある。

また、平成29年1月～12月に製品の不具合により発生したと判断された火災のうち、件数が2以上あった製品は以下のとおりとなっております。(表2参照)。

**表2：「製品の不具合により発生したと判断された火災」の製品**

(該当件数、製造事業者等名50音順)

製造事業者等	製品名	型式	件数	備考	下記期間における火災件数	
					平成28年1～12月 (※1)	平成30年1～3月 (※2)
ユアサプライムス株式会社 (輸入事業者)	カーボンヒーター	YA-C945SR	5	平成28年3月19日の社告により点検・修理対応	1	0
ユアサプライムス株式会社 (輸入事業者)	カーボンヒーター	KYA-C915R	4	平成28年3月19日の社告により点検・修理対応	2	1
岩谷産業株式会社	電子レンジ	IM-575	3	平成15年9月2日の社告により点検・修理対応	1	0
シーバイエンス株式会社 (輸入事業者)	電気掃除機	NBV200	3	平成29年8月4日の社告によりバッテリー回収・交換対応	0	0
燦坤日本電器株式会社	電気ストーブ	TSK-5328CT	2	平成25年3月11日の社告により自主回収を告知	0	0
シーバイエンス株式会社 (輸入事業者)	電気掃除機	5949688	2	平成29年8月4日の社告によりバッテリー回収・交換対応	0	0
TOTO株式会社	温水洗浄便座一体形便器	TCF965	2	平成19年4月16日の社告により点検・修理対応	0	0
パナソニック株式会社	扇風機	F-GA301	2	平成29年1月24日の社告により交換対応	1	0
パナソニック株式会社	ノートパソコン用 バッテリーパック	CF-SX1シリーズ	2	平成26年11月13日の社告によりバッテリーパック交換対応	0	0
日野自動車株式会社	日野プロフィア	QKG-FW1EXBG	2	平成29年10月23日の社告により部品交換	0	0
本田技研工業株式会社	フィット	DBA-GK3	2	平成28年4月4日の社告により部品交換	8	1
本田技研工業株式会社	バモス	ABA-HM1	2	平成25年4月5日の社告により部品交換	0	0
株式会社UPQ	スマートフォン	UPQ Phone A01X	2	平成29年7月24日の社告によりバッテリー交換・自主回収	0	0
株式会社ユピテル	ドライブレコーダー	DRY-FH200	2	平成29年9月4日の社告により交換・自主回収対応	1	0

### 3 今後の取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、消防機関が行う火災原因調査等により製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。このため、消防庁では、製品火災に関する調査結果を公表するとともに、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消

防機関の調査技術の向上や火災原因調査・原因究明体制の充実・強化を推進しているところであり、今後も関係機関との連携強化を図りつつ、消費者の安全・安心の確保に努めてまいります。

#### 問い合わせ先

消防庁予防課  
TEL: 03-5253-7523

## 平成30年度「こども霞が関見学デー」の開催

### 総務課

「こども霞が関見学デー」は、平成8年度から毎年、文部科学省が「こども見学デー」の一環として実施しているイベントで、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的として、職場見学のほか、府省庁等ごとの特色を活かし、小・中学生等を対象に様々なプログラムを設け、毎年実施しているもので、今年度は8月1日（水）、2日（木）の2日間にわたって開催されました。



全国消防イメージキャラクター「消太」も登場

消防庁では、中央合同庁舎第2号館北側駐車場(警視庁側)及び地下2階ホワイエにブースを設け、子供たちに「消防の仕事」を楽しみながら学び、身近に感じてもらうため、『消防士の仕事を体験してみよう!』と題し、4つの体験型の課題に挑戦してもらいました。



「災害に負けるな!」(VR防災体験車)の様子

#### ★消防士の仕事を体験してみよう!

##### ☆課題①

災害に負けるな!

～災害を疑似体験しよう～

火災、地震、風水害を疑似体験して、災害の恐ろしさを実感しよう。

##### ☆課題②

煙の中を突き進め!

～煙の怖さを感じてみよう～

視界が悪く息苦しい煙ハウスの中で、ハンカチ等で呼吸を確保して落ち着いて進み、ハウスから脱出しよう。

##### ☆課題③

火事だ!火を消せ!

～消防服を着て、ホースと筒先で放水しよう～

消防服を着て、ホースと筒先を使用した放水を体験しよう。

##### ☆課題④

命を救え!

～心臓マッサージ、AEDを体験しよう～

心臓マッサージやAEDの使用手順を学ぶとともに、心肺蘇生法の一連の動作を体験しよう。



大人も「災害疑似体験」(VR防災体験車)

子供たちは、普段触れる機会がない資器材に目を輝かせ、それぞれの課題をクリアするため、どの課題も楽しみながら意欲的に取り組み、各係員の説明にも熱心に耳を傾け、真剣な表情を見せていました。



「煙の中を突き進め！」の様子①



「煙の中を突き進め！」の様子②



「火事だ！火を消せ！」の様子①



「火事だ！火を消せ！」の様子②



「命を救え！」の様子①



「命を救え！」の様子②



「命を救え！」の様子③

2日間で、多くの子どもたちが消防庁及び総務省を訪れ、「こども霞が関見学デー」は大盛況のうちに幕を閉じました。

問い合わせ先

消防庁総務課 高橋、吉田  
TEL: 03-5253-7521

# 『第18回レスキューロボットコンテスト』における 消防庁長官賞の授与について

## 総務課・消防研究センター

### レスキューロボットコンテストの開催について

平成30年8月11日（土・祝）から12日（日）の日程で、神戸サンボホール（兵庫県神戸市）において第18回レスキューロボットコンテスト競技会本選が開催されました（消防庁特別共催）。

消防庁では、第8回（平成20年）コンテストより消防庁長官賞を設け、その後も継続して先進的な科学技術の導入等により要救助者の負担軽減及び的確な情報収集による救助活動を実現したチームに対して表彰を行い、今後の消防防災活動を支えるレスキューロボットの研究開発・実用化の推進に寄与しています。



第18回レスキューロボットコンテストのポスター

### レスキューロボットコンテストとは

日本におけるレスキューロボットの研究は、平成7年の阪神・淡路大震災から得られた教訓を踏まえ、様々な技術的課題に関する検討が行われてきたところです。

レスキューロボットコンテストは、参加者が製作したロボットを操作し、がれきに埋もれた人を救助するなどの課題に取り組むことで、レスキュー活動の重要性や難しさについて自ら考えるとともに、将来的にレスキューロボット等の消防防災活動で活用する資機材の開発に携わるような技術者を育成することや、災害に未然に備えること及びレスキュー活動の必要性について広く周知することを目的としています。

### 消防庁長官賞の受賞チーム

今回コンテストの消防庁長官賞については、「いつでもどこでもだれでもベストパフォーマンス」をコンセプトにレスキュー活動を行った「大工大エンジュニア」が受賞し、消防庁消防研究センターの長尾一郎所長から表彰状と盾が授与されました。



消防庁長官賞を受賞した「大工大エンジュニア」  
（大阪工業大学モノラボロボットプロジェクト）  
※右端 長尾一郎 消防研究センター所長

本ロボットの主な特徴は、がれき撤去機が、がれきを撤去する際、ロボットのハンド（手の平に相当する部分）に取り付けられたセンサを用いて、自動的にがれきの位置を検知できること、要救助者の位置を操作卓の地図上に明示することで、事前に救助経路と救助方法を決めることができることが挙げられます。

さらに、「大工大エンジュニア」は、要救助者の容態を素早くかつ的確に判定することが可能であり、迅速な救助と安心・安全な搬送につながったことが高く評価され、昨年に引き続き、消防庁長官賞を受賞することとなりました。

コンテスト当日の詳細については、レスキューロボットコンテスト公式ホームページ <https://www.rescue-robot-contest.org/18th-contest/> をご参照ください。

#### 問い合わせ先

消防庁総務課（消防技術政策担当）田中、佐藤  
TEL: 03-5253-7541

# 平成30年度少年消防クラブ交流会（全国大会）の開催

## 地域防災室

平成30年8月1日（水）から3日（金）にかけて「平成30年度少年消防クラブ交流会（全国大会）」が千葉県浦安市で開催され、全国各地から56の少年消防クラブ、383名（クラブ員296名、指導員87名）が参加しました。

少年消防クラブ交流会は、将来の地域防災の担い手育成を図るため、少年消防クラブ員が消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他の地域の少年消防クラブ員との親交を深めるとともに、地元消防団等から被災経験や災害教訓、災害への備えなどについて学ぶことを目的に、平成24年度から消防庁が実施しているものです。

**【少年消防クラブとは】** 防火・防災思想の普及を図ることを目的として、少年少女で結成されている組織で、平成29年5月1日現在、全国に約4,600の少年消防クラブがあり、約42万人のクラブ員が活動しています。

### 【第1日目】 8月1日（水）

交流会の1日目は、オリエンテーションと各クラブの自己紹介を行いました。また、浦安市を拠点に活動しているチアダンスチーム「新浦安レインボースマイリー」の皆さんから、チアダンスが披露され、クラブ員を応援していただきました。

### 【第2日目】 8月2日（木）

2日目は、ヨーロッパ青少年オリンピックの競技種目を参考に、消防ホースの展張やロープの結索など消防技術を取り入れた競技式の訓練を行いました。今年は特に気温が高く、例年以上に熱中症予防に努める必要があったため、本来屋外で実施予定であった2種目の競技から雨天時用の屋内競技「クラブ対抗障害物競走」へと変更して、総合体育館で実施しました。



- 合同訓練「クラブ対抗障害物競走」の様子 -

参加クラブの中には、地元の消防署や消防団の方から指導を受けて練習に励んできたクラブもあり、これまでの練習の成果が発揮できるよう一生懸命取り組んでいました。

上位5クラブにはトロフィーのほか、共催団体である公益財団法人日本消防協会と浦安市から、それぞれ副賞が贈呈されました。

合同訓練「クラブ対抗障害物競走」の結果	
第1位	千葉県 浦安市少年消防団
第2位	埼玉県 三郷市少年消防クラブ
第3位	東京都 町田消防少年団
第4位	広島県 府中町少年少女消防クラブ
第5位	埼玉県 吉川松伏少年消防クラブ

合同訓練後には、浦安市少年消防団の救急リーダーによる救命講習と浦安市消防団女性団員による仮設トイレの組み立てについて指導を受け、その必要性和大切さを学ぶことが出来ました。

夜には他のクラブ員とともに、マット代わりの空気緩衝材を床に敷いた段ボールハウスを作り、避難所体験として実際に宿泊しました。



-「避難所体験」の様子-

### 【第3日目】 8月3日（金）

最終日の3日目は、浦安市消防団から東日本大震災時の対応と、浦安市少年消防団による集団救急事故初期対応訓練を発表していただき、それぞれの活動について理解を深めました。

交流会に参加したクラブ員の皆さんには、交流会での体験を活かし、今後の活動に更に励んでいただき、家庭や学校あるいは地域で、学んだことを共有し防火・防災の輪を広げていくリーダーとして活躍されることを期待しています。



-「参加者全員での記念撮影」-

#### 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室 佐々木  
TEL: 03-5253-7561



# 「屋外警報装置等の技術基準検討会」の開催

## 予防課

### 1. 背景・目的

火災発生時に住宅用火災警報器の作動と連動して、屋外に火災の発生を伝える警報装置等の有効性は高いと言われていますが、屋外環境（雨、雪、塵等）に対応できる性能や警報音等に関する技術基準をガイドラインとして取りまとめるために、平成30年7月9日（月）に第1回検討会を開催しました。

### 2. 検討項目

主な検討項目については、次のとおりです。

- (1) 警報音の大きさについて
- (2) 気象状況に対応できる性能について

### 3. 第1回検討会の概要

第1回検討会では、事務局より検討会の背景、平成29年度に実施した「連動型住宅用火災警報器を活用した小規模飲食店等を含む隣接建物間での火災早期覚知の方法に関する検証事業」の結果、検討方針や現在市場に出回っている参考となる機器について説明を行い、活発な議論が行われました。



第1回検討会の様子

### 4. 今後のスケジュールについて

今年度中に3回程度検討会を開催するとともに検証実験を行い、ガイドラインを取りまとめる予定です。

### 5. 委員等

#### 屋外警報装置等の技術基準検討会 委員名簿

##### <学識経験者>

- ◎ 桐本 哲郎 国立大学法人電気通信大学教授
- 松原 美之 東京理科大学教授
- 小野 隆 日本大学教授

##### <消防関係団体>

- 森田 淳 一般社団法人日本火災報知機工業会技術委員会委員長
- 青木 良二 一般社団法人日本火災報知機工業会住宅防火推進委員会委員長
- 上田 毅 一般社団法人インターホン工業会技術委員長
- 鈴木 和男 一般社団法人全国消防機器協会常務理事兼事務局長
- 西上 佳典 ガス警報器工業会技術委員会委員長
- 加島 俊輔 日本消防検定協会警報設備部感知設備課長

##### <消防機関>

- 湯野 正基 小松市消防本部予防課長
- 飯田 康行 川崎市消防局予防部担当部長予防課長事務取扱
- 大竹 晃行 東京消防庁予防部参事兼予防課長
- 塩谷 雅彦 千葉市消防局予防部予防課長

##### <消防庁>

- 田村 裕之 消防大学校消防研究センター大規模火災研究室長

(◎…座長、○…座長代理)

#### ・第1回検討会資料

[http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h30/okugai\\_keihousouti/index.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h30/okugai_keihousouti/index.html)

#### 問合わせ先

消防庁予防課予防係  
TEL: 03-5253-7523 (直通) FAX: 03-5253-7533

# 「危険物施設の長期使用に係る調査検討会」 (平成30年度第1回) の開催について

## 危険物保安室

### 1. はじめに

国土強靱化基本計画（平成26年6月閣議決定）において、今後インフラが一斉に老朽化することを踏まえ、国民の安全・安心を確保し、中長期的なトータルコストの縮減、標準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施することが求められています。

このような状況の中、近年、危険物施設においても事故が増加し、施設や設備の長期使用による危険物の大量流出等が発生していることから、消防庁では、平成29年度から「危険物施設の長期使用に係る調査検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、危険物施設の長期使用を踏まえた安全対策等について、検討を進めているところです。

### 2. 検討項目

平成30年度の主な検討項目については次のとおりです。

- (1) 危険物施設の定期点検について
- (2) インフラ施設で用いられているモニタリング技術・診断技術の危険物施設への適用について
- (3) 屋外貯蔵タンクにおける浮き屋根の安全対策について

### 3. 平成30年度第1回検討会の内容

平成30年度第1回検討会では、昨年度の調査検討結果等を踏まえ、危険物施設の定期点検やインフラ施設で用いられているモニタリング技術・診断技術の調査に関する今後の方向性等について検討が行われました。

また、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の浮き室内部に危険物が漏れいしている事故等が散見されることから、浮き屋根の安全対策について検討を行うため、ワーキンググループを立ち上げることになりました。

### 4. 今後のスケジュール

- ・第2回 平成30年12月～平成31年1月頃（予定）
- ・第3回 平成31年3月頃（予定）

#### 委員名簿（敬称略）

##### 【座長】

山田 實 元横浜国立大学 リスク共生社会創造センター 客員教授

##### 【委員】（五十音順）

岡崎 慎司 横浜国立大学大学院工学研究院 機能の創生部門 教授

岡田 一将 東京消防庁 予防部 危険物課長

小川 晶 川崎市消防局 予防部 危険物課長

亀井 浅道 元横浜国立大学 安心・安全の科学研究教育センター 特任教授

川越 耕司 石油化学工業協会 消防防災専門委員会 委員長

小松 正宏 一般社団法人 日本化学工業協会

佐々木敏弥 石油連盟 環境安全委員会 設備管理専門委員会 委員

辻 裕一 東京電機大学 教授

土橋 律 東京大学大学院工学系研究科 教授

中村 英之 一般社団法人 日本非破壊検査工業会

中本 敦也 危険物保安技術協会 タンク審査部長

西 晴樹 消防庁消防研究センター 火災災害調査部長

橋本 直也 一般社団法人 日本産業機械工業会

古河 大直 一般財団法人 全国危険物安全協会 業務部長

松村 浩行 堺市消防局 予防部 危険物保安課長

宮崎 昌之 全国石油商業組合連合会 環境・安全対策グループ長

若倉 正英 特定非営利活動法人保安力向上センター センター長

事務局

消防庁危険物保安室



検討会の様子

#### 問い合わせ先

消防庁危険物保安室 危険物施設係 池町、大津  
TEL: 03-5253-7524

# 野田総務大臣の被災地（岐阜県関市）視察

## 総務課

平成30年7月14日、野田総務大臣は平成30年7月豪雨により甚大な被害が生じた岐阜県関市を訪れ、関市長等との意見交換会を行いました。

また、野田総務大臣は被災現場を確認するとともに、被災者のお話を伺い、励ましの言葉をかけられました。



関市長等と意見交換会を行う野田総務大臣



地元消防団から被災状況の説明を受ける野田総務大臣



担当者から被害状況の説明を受ける野田総務大臣



被災者を励ます野田総務大臣

問い合わせ先  
 消防庁総務課  
 TEL: 03-5253-7521（直通）

# 「平成30年度石油コンビナート等防災体制検討会」の開催について

## 消防庁特殊災害室

### 1. 検討会の趣旨・目的

東日本大震災以降消防庁では、地震・津波に関する最新の知見を踏まえた被害想定に基づく石油コンビナート等防災計画（以下、「防災計画」という。）の見直しや、防災訓練等を推進することにより、地震・津波対策の充実強化を図ってきました。

今後、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念されることから、石油コンビナート等防災本部（以下、「防災本部」という。）の地震・津波対応力のさらなる強化が必要です。

そこで、防災計画及び防災訓練における地震・津波対策について調査、分析するとともに、参考となる事例を抽出し、水平展開することにより、防災本部の地震・津波対応力の底上げを図ることを目的として、平成30年度石油コンビナート等防災体制検討会を開催しました。

### 2. 主な調査・分析・検討内容

#### (1) 防災計画の調査・分析・検討

- ア 防災計画に規定されている地震・津波に関する災害想定・予防対策・応急対策・避難計画の現状を調査・分析
- イ 優良事例の抽出及び検討

#### (2) 防災訓練の実施状況の調査・分析・検討

- ア 防災計画に規定されている防災訓練の実施状況・訓練手法等について調査・分析
- イ 優良事例の抽出及び検討

### 3. 第1回検討会の開催

平成30年8月10日（金）に第1回検討会を開催し、防災計画についての調査項目、防災訓練に関する実態調査について、検討会概要及び進め方について議論が行われました。

※ 第1回検討会の議事資料は、消防庁のホームページに掲載予定です。

### 4. 今後のスケジュール

- ・第2回 平成30年11月下旬（予定）
- ・第3回 平成31年2月上旬（予定）

本検討会の結果は、平成30年度中に「平成30年度石油コンビナート等防災体制検討会報告書」として取りまとめる予定です。

#### 平成30年度 石油コンビナート等防災体制検討会 委員等名簿

（敬称略、五十音順）

#### 【委員】

座長	小林 恭一	東京理科大学 総合研究院 教授
座長代理	西 晴樹	消防庁消防研究センター 火災災害調査部長
委員	小川 晶	川崎市消防局 予防部 危険物課長
	金井 則之	一般社団法人 日本鉄鋼連盟 防災委員会 委員
	川越 耕司	石油化学工業協会 消防防災専門委員長
	酒井 清崇	和歌山県 総務部 危機管理局 危機管理・消防課長
	佐川 平	電気事業連合会 工務部 副部長
	添谷 進	千葉県 防災危機管理部 消防課長
	武部 進	一般社団法人 日本ガス協会 技術ユニット製造技術グループマネージャー
	田邊 正透	独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 資源備蓄本部 環境安全・技術部 環境安全課 担当調査役
	田和 健次	石油連盟 技術環境安全部 参与
	南部 浩一	危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター長
	穂積 克宏	神奈川県 くらし安全防災局 防災部 工業保安課長
	山下 一之	北九州市消防局 予防部 規制課長

#### 【オブザーバー】

警察庁 警備局 警備課  
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課  
経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室  
国土交通省 港湾部 海岸・防災課 危機管理室  
海上保安庁 警備救難部 環境防災課  
環境省 水・大気環境局 総務課  
全国消防長会 事業部 事業管理課

#### 問い合わせ先

消防庁特殊災害室  
TEL: 03-5253-7528

# 先進事例 紹介

## 「世界と繋がる安心と安全」～私の代わりに119番通報を～

外国人観光客向け救急コールカードを作成

三重県 志摩広域消防組合

### 1 志摩広域消防組合の概要

志摩広域消防組合は、三重県の南部の志摩半島に位置し、志摩市と南伊勢町南勢地区で構成され、人口約5万8千人、面積約287km<sup>2</sup>を管轄しています。

管轄地域は、年間を通し温暖で、日本有数のリアス式海岸を有し、風光明媚な観光地としての文化遺産も多く、四季を問わず多数の観光客が訪れています。

平成28年には、第42回先進国首脳会議（伊勢志摩サミット）が賢島で開催されたことでも知られています。現在、1本部、1署、5分署154名体制で管轄内の生命と財産を守っています。



### 2 救急コールカードとは

言葉の通じない外国人が、救急車を呼びたいとき、この救急コールカードを提示するだけで「救急車を呼んでほしい」ということを伝えることができ、スムーズに意思の疎通をはかることができます。

救急コールカードには主要言語である英語をはじめ、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、イタリア語、中国語、韓国語の8言語で「救急車を呼んでください。」と表示されており、財布に入るほどの大きさの紙製で簡単に携帯できます。

平成28年度に開催された第42回先進国首脳会議（伊勢志摩サミット）を契機に伊勢志摩を訪れるであろう多くの外国人観光客に利用してもらい、旅行先の国であっても安心安全に過ごしてもらうことをねらいとして作成しました。

[http://www.shima-area.or.jp/?page\\_id=3308](http://www.shima-area.or.jp/?page_id=3308)



### 3 経緯

救急コールカードは、志摩広域消防組合の職員が自らの経験をもとに提案し、作成されました。

休日、ランニング中の路上でうずくまる男性を発見し、中国語で何かを訴えていたがわからず、胸を押さえながら、電話や注射をするしぐさで胸が苦しいのではと思い救急車を要請した経験から、「初めて訪れる異国の土地でも安心安全に楽しんでいただけるようなサービスを提供するために、日本人が一体となって取り組んでいく姿勢こそ、私たち日本人のおもてなしの精神である」と呼びかけ、

素早い外国人との意思疎通方法を考案したものです。

これを基に、三重県消防職員意見発表会へ参加し、平成28年に大阪府で開催された全国消防職員意見発表会へ出場することとなり、全国の消防関係者に広く訴えることができました。

その後、他県の消防本部からも問い合わせが殺到することとなりました。

また、同年5月には、第42回先進国首脳会議（伊勢志摩サミット）が管内で開催されることに伴い、外国人観光客の増加が見込まれるため、迅速な救急搬送体制を築くことを目的として、観光協会や観光施設、主要なホテルや駅の観光案内所等に救急コールカードを配布し試験運用を開始しました。



## 4 取組内容

これらのことが、管内でも広く普及し、構成市町の観光担当課の援助を受け、管内主要宿泊施設や、テーマパーク、各種公共施設等への配布拡大が決定しました。

また、東京都オリンピック・パラリンピック準備局の委託を受けた、多言語対応協議会により東京都のホームページにも掲載いただいたことや、一般社団法人日本コンGRESS・コンベンション・ビューロー会員団体である公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構の援助を受け、管内構成市町のみでなく、隣接市町の観光施設等へ救急コールカードを配布いただき、更なる普及の拡大をしていきました。

平成30年3月7日（水）東京都で開催された消防・防災活動活性化大会では、管内ホテル従業員より「ホテ

ルでは、多言語に対応できるスタッフがスタンバイしていますが、ホテルを出発されると、自分達で観光地に足を運ばれるお客様もおられるでしょう。

そうした時、突然、救急車が必要になることもあるかもしれません。

「救急コールカード」が、訪日外国人のお客様と私たち日本人の「言葉のお守り」になれば幸いです。」とのコメントをいただきました。

## 5 おわりに

訪問外国人の旅スタイルも、最近では、パッケージツアーから徐々に旅行の行程などを自分たちで企画し、宿泊施設も自分たちで選択するようなFIT化が進んでいます。

また、最近では民泊が注目され始めています。

このような時代の中において、2020年の東京五輪までに日本政府は、4000万人のインバウンド数を目標に掲げています。今後さらに訪日される外国人が増えることは確実であり、消防庁では、各消防本部に対し、119番通報時等における多言語対応の推進を図っているところです。また、民間の施設では、多言語に対応できるスタッフをスタンバイするなど対応が進められています。

国、地方自治体、民間が一体となり、外国人観光客がいつでも、安心安全に観光を楽しんでいただけるようこれからも職員一丸となって普及の拡大をしていきたいと考えています。

## 移転新築された富岡消防署の運用開始

双葉地方広域市町村圏組合消防本部

東京電力福島第1原発事故で庁舎が使えなくなった福島県富岡町の富岡消防署が町内に移転新築され、7月2日(月)、運用開始式がありました。富岡消防署の新庁舎はポンプ車など車両8台を備え、同町と全町避難が続く大熊町を基本的にカバーしています。原子力災害に備え、線量計など関連資機材の倉庫を建物内に設けました。

双葉郡8町村でつくる双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、浪江消防署の新庁舎が4月に仮運用を始め、同署葛尾出張所の新庁舎も4月に運用を開始したことで、2署1分署2出張所の機能がほぼ回復しました。通信指令室がある本部は楡葉町の仮庁舎での業務が続きます。



## 事態対処医療についての多機関合同研修会を開催

泉州南消防組合泉州南広域消防本部

泉州南広域消防本部では、泉州地域メディカルコントロール協議会参画消防を含む7消防機関と警察機関及び海上保安庁等、多機関合同の研修会を開催しました。

研修では、管内の救命救急センター医師による事態対処医療に係る講義やターニケットの実習が行われました。

来年度6月に大阪で開催予定のG20など国際的なイベントを控え、関西国際空港を擁する地域事情からもテロ等への対応力向上が求められますが、今回のような多機関合同研修により連携強化を図る等、万全の準備を整えていきます。



# 消防通信 望楼 ぼうろう

## 「平成30年度西宮市家庭防火クラブ大会」の実施

西宮市消防局

西宮市消防局では、平成30年7月13日(金)に「平成30年度西宮市家庭防火クラブ大会」を開催しました。この大会は、市内の家庭防火クラブ員が一同に集い、クラブ員の団結を図り、更なる防火・防災意識の高揚を図るために開催しています。

記念講演では、一般社団法人リスクウォッチ代表 長谷川祐子氏をお招きし、火災時、自分の身を守る方法や、家庭内でのク립材やバールを用いた救助方法等について、実技指導も交えながら講演いただき、参加したクラブ員120名にとって大変有意義な大会となりました。



## 地質と災害の関係を考える研修会を実施

串本町消防本部

7月24日(金)、串本町消防本部は、串本町サンゴ台の防災センターで防災研修を実施しました。南紀熊野ジオパークガイドの芝崎浩子さんを講師に招き、消防署員31人が防災の視点からジオパーク(地質遺産)について学びました。

序盤はジオパークの概念、中盤以降は紀伊半島の地質の成り立ちや管内の地質環境などを通して、予想される災害の内容を考える機会を得ました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。  
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



# 消防大学校だより

## 消防大学校 「査察業務マネジメントコース (第2回)」

消防大学校では、消防本部の予防業務を主管とする係長級以上の者を対象として、違反処理を始めとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させることを目的に「査察業務マネジメントコース」を設置しています。

平成30年度の査察業務マネジメントコース第2回（平成30年5月24日～5月30日）では、最近の消防行政や危険物行政、査察計画、違反処理事務、消防法令に関する講義及び課題研究を実施し、学生48名が、消防大学校での7日間（教育日数5日間）の全寮制の集合教育を終え、全員が修了しました。



開講式

講義では、査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力をより一層充実・向上させることを目的に、予防業務における職責に応じた考え方を身につけるための科目を始めとして、全国違反是正支援アドバイザーによる査察計画や違反処理の実務を学ぶ科目や専門家による査察業務に必要な法令等の解釈を学ぶ科目を新たに追加し、取り組みました。

課題研究では、入校前にあらかじめ示したテーマに関して、複数の班に分かれて各消防本部が抱える課題や問題を活発に討議し、代表者が全体発表を行うことで学生全員が多く得ることが出来ました。又、発表内容について講師である都道府県違反是正支援アドバイザー4名から助言や指導を得たことにより、多くの知識を習得することが出来ました。



課題研究発表

研修を終えた学生からは、「専門分野で活躍されている講師やアドバイザーの方々の貴重な意見や助言を受け、また、同様の悩みや境遇を抱える学生の皆さんと情報交換が出来たことにより、かけがえのない貴重な財産を作ることができた。」「査察と違反処理に関するマネジメントについて、集中的に学べる唯一のコースだと感じた。」など、教育訓練全般及び学生相互の交流を含めて、査察業務のマネジメントを推進するにあたり有益であったと評価する意見が多く寄せられました。

今後は、本コースで共に学び修了した学生が、消防大学校で得た知識・能力等の財産を糧に、自消防本部のみならず、地域内の近隣消防本部に対しても必要な助言、指導等を行い、査察業務の推進に活躍されることを期待しています。



全体写真



## 教育訓練の実施状況 (平成30年4月～7月実施分)

平成30年4月から7月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです。

学科・コース名	教育訓練期間	卒業（修了）生
幹部科第53期	6月12日～7月27日（46日間）	66名
新任消防長・学校長科第24期	4月17日～4月27日（11日間）	10名
新任消防長・学校長科第25期	5月8日～5月18日（11日間）	31名
警防科第103期	6月7日～7月26日（50日間）	60名
救助科第77期	4月11日～6月1日（52日間）	60名
危険物科第13期	6月27日～7月27日（31日間）	42名
火災調査科第35期	6月7日～7月26日（50日間）	48名
指揮隊長コース第19回	4月16日～4月26日（11日間）	29名
指揮隊長コース第20回	5月7日～5月17日（11日間）	46名
危機管理・国民保護コース第8回	5月30日～6月6日（8日間）	59名
自主防災組織育成コース第14回	5月21日～5月25日（5日間）	63名
査察業務マネジメントコース第2回	5月24日～5月30日（7日間）	48名
合 計		562名

**問合わせ先**

消防大学校教務部  
TEL: 0422-46-1712



## 最近の報道発表（平成30年7月24日～平成30年8月23日）

### <救急企画室>

30.8.22	平成30年7月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員数について、平成30年7月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
30.7.31	平成30年6月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員数について、平成30年6月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。

### <特殊災害室>

30.8.3	「平成30年度石油コンビナート等防災体制検討会」の開催	石油コンビナート等における総合的な防災体制の充実強化を目的に、「平成30年度石油コンビナート等防災体制検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
--------	-----------------------------	---

### <参事官>

30.8.17	「動力ボートの効果的活用による救助技術の高度化に関する検討会」の開催	動力ボート（エンジン付きボート）を活用した救助活動の充実を図ることを目的として、「動力ボートの効果的活用による救助技術の高度化に関する検討会」を開催し、動力ボートによる救助活動を安全かつ迅速に実施するための活動要領等について検討を行っていただくこととしましたのでお知らせします。
---------	------------------------------------	---

### <地域防災室>

30.8.16	「自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会」の開催	地域防災の担い手となる自主防災組織等の人材育成について検討することを目的として、「自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
---------	-------------------------------	--

### <防災情報室>

30.8.7	平成29年（1～12月）における火災の状況	平成29年中の火災の状況について、1月から12月までの確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。 前年と比較すると、総出火件数、火災による死者数ともに増加しています。
--------	-----------------------	---



## 最近の通知 (平成30年7月24日～平成30年8月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防災第152号	平成30年8月23日	各都道府県知事	消防庁次長	市町村長の災害対応力強化のための研修の開催について
消防予第524号	平成30年8月20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	小規模社会福祉施設等に係る実態調査の結果について
消防危第154号	平成30年8月20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について
事務連絡	平成30年8月17日	各都道府県消防防災主管部(局)長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急企画室長	救急業務に使用する資器材管理の徹底について
消防広第259号	平成30年8月13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・関係政令市消防長	消防庁国民保護・防災 部広域応援室長	消防防災ヘリコプターの安全確保の再徹底及び「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書(平成30年3月)」等提言の取組の早期実施について
消防予第518号	平成30年8月13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	建築物防災週間(平成30年度秋季)の実施について
事務連絡	平成30年7月27日	各都道府県消防防災担当課 東京消防庁担当課	消防庁予防課・危険物 保安室	危険物の取扱作業の保安に関する講習及び工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の委託について
事務連絡	平成30年7月27日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	建設現場における火災による労働災害防止に係る厚生労働省の通知等について(情報提供)
消防予第487号	平成30年7月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	新築の工事中の建築物の防火対策に係る注意喚起等について
消防予第470号	平成30年7月25日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課長	検定対象機械器具等における型式番号の表記について

## 広報テーマ

9 月		10 月	
① 9月9日は救急の日	救急企画室	① ガス機器による火災及びガス事故の防止	予防課
② 住宅防火防災キャンペーン	予防課	② 住宅用火災警報器の設置率等の調査結果	予防課
③ 火山災害に対する備え	防災課	③ 危険物施設等における事故防止	危険物保安室
④ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け	地域防災室	④ 市町村長の対応力強化のための研修・訓練	防災課
		⑤ 消防の国際協力に対する理解の推進	参事官

## 9月9日は救急の日

### 救急企画室

#### 1 はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年も、9月9日（日）から9月15日（土）までが「救急医療週間」です。この期間には、全国各地において、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種行事が開催されています。

#### 2 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係機関と協議のうえ定めることとしていますが、その実施にあたっては、次の事項に重点をおいています。

##### (1) 応急手当の普及啓発

パンフレットの配布、講習会、研修会等を通じて、緊急時における心肺蘇生法等の応急手当の実技指導、日常における健康教育、その他救急業務に関する知識の普及を図ります。

##### (2) 救急車の適正な利用方法の普及啓発

救急搬送の状況、救急相談窓口等を、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等、各種広報媒体を通じて広く紹介するなど、救急車の適正な利用方法について普及を図ります。

##### (3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

救急医療や救急業務に功績のあった救急医療関係者、救急隊員等に対して都道府県知事、市町村長等の表彰を行うほか、救急医療関係者及び救急隊員の知識の向上及び意識の高揚を図るため、研修会や講習会を開催します。

##### (4) その他

新聞、テレビのほか、ポスターの掲示、1日病院長、1日救急隊長の任命などを通じ、広く救急医療及び救急業務に関心を高めます。また、救急医療及び救急業務関係者の意見交換を行うほか、都道府県又は市町村の実情に応じて、集団事故対策の一環として総合訓練等を実施します。

#### 3 救急医療週間に行う主な行事

##### (1) 救急功労者表彰

毎年9月9日の「救急の日」にあわせて、救急功労者表彰を実施しており、今年度は9月10日（月）KKRホテル東京（11階「孔雀の間」）で開催します。対象者は、救急業務の重要性を理解し、救急業務の推進に貢献があり、または、応急手当の普及啓発等のために尽力し、国民の生命・身体を守るとともに公共の福祉の増進に顕著な功績があった個人・団体で、総務大臣と消防庁長官が表彰を行います。



総務大臣表彰の授与（平成29年）



消防庁長官表彰の授与（平成29年）

**(2) 「救急の日2018」**

消防庁、厚生労働省、一般社団法人日本救急医学会及び一般財団法人日本救急医療財団の共催により9月9日（日）アクアシティお台場（3階アクアアリーナ）において「救急の日2018」のイベントを開催します。

今年度も、救急に関する普及啓発活動を行うとともに、子供たちへの簡単救命講習（心肺蘇生法を中心とした応急手当の実技指導）や、救急救命処置シミュレーションなどを行います。

また、全国消防イメージキャラクターの「消太」に加え、日本赤十字社の公式マスコットキャラクター「ハートラちゃん」、そして群馬県のマスコットキャラクター「ぐんまちゃん」、千葉県松戸中央ライオンズクラブのマスコットキャラクター「松戸さん」も登場し、救急の日を盛り上げていただく予定です。



イベント（応急手当）の様子（平成29年）



（写真左から）

日本赤十字社の公式マスコットキャラクター「ハートラちゃん」  
群馬県マスコットキャラクター「ぐんまちゃん」  
松戸中央ライオンズクラブマスコットキャラクター「松戸さん」  
全国消防イメージキャラクター「消太」

**4 おわりに**

今年も全国各地で種々の行事が開催されますが、これらの機会を通じて、国民の皆様に応急手当の重要性が再認識され、救急業務への理解を深めていただくこと、また、救急需要対策の一環として「救急車の適正な利用」について各種広報媒体を通じて、救急車の利用状況をはじめ、救急業務の実態を情報提供することにより、より一層のご理解とご協力を得られることを期待しております。



「救急の日」全体風景（平成29年）

問い合わせ先  
消防庁救急企画室  
TEL: 03-5253-7529



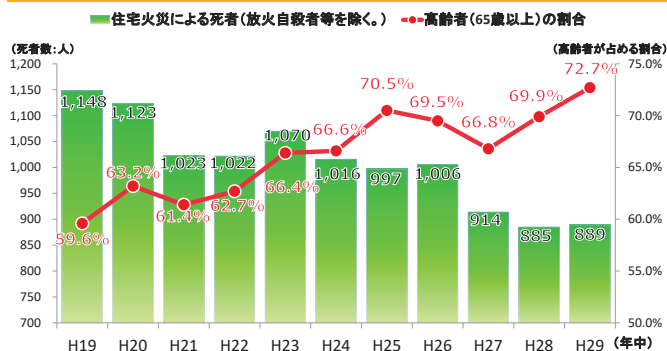
身近な  
防火・防災  
プロジェクト

## 敬老の日に「火の用心」の贈り物 「住宅防火・防災キャンペーン」 (9月1日～9月21日)

### 予防課

近年、住宅火災による死者数は、1,000人前後の高い水準で推移しており、このうち65歳以上の高齢者が約7割を占めています。(下図参照)

### 住宅火災による死者数と高齢者の割合



高齢化の進展とともに、住宅火災による死者の内高齢者の占める割合が増加していることから、消防庁では、「敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズに、改めて高齢者に火災予防の取組を行うよう注意喚起するとともに、高齢者に住宅用防災機器等をプレゼントすることなどを呼び掛ける「住宅防火・防災キャンペーン」(キャンペーン期間:9月1日～21日)を実施します。このキャンペーンは、火災の犠牲者の中でも、特に高齢者の方々の被害を減らすことを目的に、9月の「敬老の日」に、高齢者のお宅に設置してある住宅用火災警報器の作動確認、寝たばこの防止やストーブ・ガスこんろの適切な使用等と呼び掛けたり、お子さんやお孫さんから高齢者に「住宅用火災警報器」、「住宅用消火器」、「エアゾール式簡易消火具」または「防災品」などをプレゼントしたりすることを推進するものです。

### ○ 高齢者を住宅火災から守るために

#### (1) 早く知る

住宅火災で死者が発生する要因として、火災の発見が遅れ気付いた時には火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われる事例が多く報告されています。

火災の発生を早く知って速やかに避難できるように、現在、各自自治体の火災予防条例で寝室や階段等に「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられています。この「住宅用火災警報器」は、電池の寿命が約10年とされており、また、経年劣化により故障する可能性も考えられることから、年2回程の定期的な点検が必要となります。

是非この機会に高齢者のお宅に設置されている「住宅用火災警報器」の点検を行い、異常がある場合は交換し

てあげましょう。

#### (2) 早く消す!

火災が発生したときに消火器で初期消火を行うことは、被害を最小限に食い止めるためにも非常に重要です。ただ、「消火器」というと、「大きいから置く場所がない」とか、「重くて火事の時にうまく使えるか不安」と思われる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

しかし、消火器のほかに小さくて軽い「住宅用消火器」や、スプレー式で高齢者でも扱いやすい「エアゾール式簡易消火具」といったものも販売されています。

特に消火器を使用することが難しい高齢世帯には、このような器具を備えておくことをお勧めします。

#### (3) 火を拡大させない!

死者が発生した住宅火災の中で出火原因として多いのは、たばこによるものです。なかでも寝たばこにより発生した火災で多くの死者が発生しています。また、調理中にこんろの火が衣服に燃え移ることにより亡くなる高齢者もおられます。このような火災による死者を減らすため、枕・布団などの寝具やパジャマ・エプロンといった衣類に燃えにくく作られた「防災品」を使用することをお勧めしています。

また、カーテンやじゅうたんなども「防災品」であれば、万が一火災が発生しても、急激に火災が拡大するのを防ぐことができます。車やバイクのボディカバーなども同様に「防災品」を使用することが、放火による火災の拡大防止に大変有効です。

大切な“おじいちゃん”や“おばあちゃん”が火災の被害に遭わないように、今年の「敬老の日」は、身近な防火対策を考える「敬老の日」にしてみませんか? 遭わないように、今年の「敬老の日」は、身近な防火対策を考える「敬老の日」にしてみませんか?



#### 問い合わせ先

消防庁予防課予防係 柏原、小河  
TEL: 03-5253-7523



# 火山災害に対する備え

## 防災課

火山には、周辺地域において風光明媚な景観を呈し、生活を豊かにする面がある一方で、一たび噴火すると甚大な被害をもたらすことがあります。火山と共生していくためには、火山に対する正しい知識を持ったうえで、火山災害に関する情報を活用し、的確な防災行動をとることが重要です。



弥陀ヶ原火山の火山湖



平成27年5月の口永良部島の噴火の状況  
(気象庁ホームページより)

火山名 ○○山 噴火速報  
平成△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表  
\*\* (見出し) \*\*  
<○○山で噴火が発生>  
  
\*\* (本文) \*\*  
○○山で、平成△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。

噴火速報例文 (気象庁ホームページより)

### 噴火警報

生命に危険を及ぼす火山現象の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)が、「火口周辺」や「居住地域」等と明示して発表されます。

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明	
			レベル	キーワード	火山活動の状況	住民等の行動
特別警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域	レベル3	避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは想定している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要 (状況に応じて対象地域や方法を判断)。
	又は 噴火警報	及びそれより 火口側	レベル2	避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する予兆とされる (可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要 (状況に応じて対象地域を判断)。
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から 居住地域 近くまで	レベル1	入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生し、あるいは発生すると予想される。	通常の生活 (今後の火山活動の推移に注意。入山規制) への立入規制等 (状況に応じて規制範囲を判断)。
	又は 火口周辺警報	火口周辺	レベル2	火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生し、あるいは発生すると予想される。	通常の生活、火口周辺への立入規制等 (状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	レベル0	活火山であることに留意	火山活動は継続し、火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等がある場合に想定した場合には生命に危険が及ぶ。	特になし (状況に応じて火口内への立入規制等)。

噴火警戒レベル (気象庁ホームページより)

## 火山災害に関する情報を知る

### 火山防災マップ

各火山の噴火活動の特徴や地理的特徴を踏まえて、噴火の影響が及ぶ範囲等を地図に示した火山ハザードマップ上に防災上必要な情報を記載した「火山防災マップ」などを事前に確認し、いざというときに備えましょう。

### 噴火速報

登山者や周辺住民等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えることにより、身を守る行動を取ってもらうための情報です。平成27年8月4日から運用が開始され、同年9月14日の阿蘇山の噴火の際、初めて発表されました。気象庁ホームページのほか、テレビ、ラジオ、各種防災アプリなどで知ることができます。なお、平成28年3月29日からは全国瞬時警報システム (Jアラート) でも配信しています。

## 火山災害から身を守るために

火山は、事前に噴火を予測できる場合がある一方で、一たび噴火すると、噴石・火砕流・泥流等が短時間で火口周辺や居住地域まで襲来する可能性があります。このため、事前の備え、迅速な避難が人的被害の大きさを左右します。最新の火山災害に関する情報を事前に確認し、いざというときに備えましょう。

また、地鳴りや地震を感じたときなど、危険な兆候が見られた場合には、市町村からの避難勧告等の発令を待たず、直ちに安全行動をとることも重要です。特に、噴石から身を守る必要がある状況では、速やかに岩かげに身を隠す、近くのシェルターや山小屋等に避難する等の行動が有効です。

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課  
TEL: 03-5253-7525

# 住宅防火・防災 キャンペーン

キャンペーン期間  
平成30年  
9月1日(土)  
~21日(金)

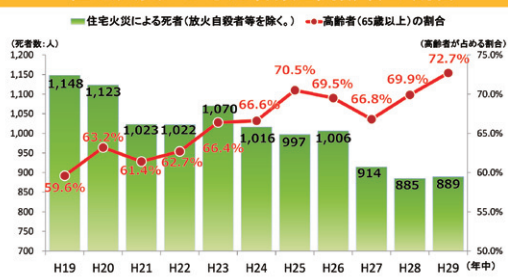
## 敬老の日に 「火の用心」の贈り物

### 住宅用 火災警報器



すべての住宅に設置が必要な住宅用火災警報器。電池切れで万が一の時に作動しなかったということがないよう、定期的に作動確認することが大切です。

### 住宅火災による死者数と高齢者の割合



### 住宅用消火器



いざという時に備えて住宅用防災機器等(住宅用火災警報器・住宅用消火器・エアゾール式簡易消火具・防災品など)を身近に備えましょう。

### 防災品



身近な  
防火・防災  
プロジェクト

## 消防庁